

## 労災保険の適用要件について

業務災害（通勤災害）は、「労働基準法」と「労働者災害補償保険法（労災保険法）」で定められていて、業務遂行性及び業務起因性が要件とされています。

### 1. **事業主の支配・管理下で** + **業務に従事している** とき、

- ・労働時間中（所定内や、所定外）に、事業場内で業務に従事している場合の災害は、労働者の業務行為や、事業場の施設・設備の管理状況等が原因で、災害が発生すると考えられるので、通常は業務災害とされています。
- ・不該当の例としては、労働者が① 就業中に私用（私的行為）を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害を被った場合。② 故意に災害を発生させた場合。③ 個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合。④ 地震、台風など天災地変によって被災した場合など。（事業場の立地条件や、作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときなどの場合は、業務災害と認められます。）

### 2. **事業主の支配・管理下で** + **業務に従事していない** とき、

- ・通常、労働者が入社後に事業場施設内にいるときには、労働契約に基づき事業主の支配管理下にあると認められます。
- ・事業主の支配下にあることに伴う行為として、業務時間中のトイレ等は、業務に付随する行為として就業中の災害に準じて、業務災害として認められない場合を除いて、通常は業務災害とされています。
- ・不該当の例としては、休憩時間、就業前後の時間は実際に業務をしていないため私的な行為とされ、私的な行為で発生した災害は業務災害とは認められません。

### 3. **事業主の支配にあるが** + **管理下を離れ、業務に従事する** とき、

- ・出張や社用で事業場施設外で業務に従事している場合は、事業主の管理下を離れていますが、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているので事業主の支配下にあり、仕事の場所は何処であっても積極的な私的行為を行うなどが無い限り、一般的に業務に従事していることから通常は業務災害と認められます。

《詳細については、お近くの監督署にお問い合わせください》

## 法人・施設経営の様々な問題にお答えします

### 社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

相談内容は秘密を厳守しており、相談は無料です。

富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。電話による相談も対応いたします。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時

TEL 076-432-6219

FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の相談』⇒『相談票』

# 施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

## 賞与引当金について（1）

**Q** 賞与引当金の意義及び仕訳例について教えてください。

**A** (1) 意義  
法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌年度に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上します（課長通知 18（2））。

### (2) 仕訳

①例1（当該年度の決算に当たり、賞与引当金を引き当てる）

賞与支給対象期間

6月支給分・・・12月～5月

12月支給分・・・6月～11月

翌年度6月賞与支給見込額 3,000,000

（当年度引当額）

6月支給予定額のうち4/6（12～5月の6か月のうち、12～3月の4か月分）

$3,000,000 \times 4/6 = 2,000,000$

### <決算時仕訳（繰入仕訳）>

(P/L) 賞与引当金繰入 2,000,000 (B/S) 賞与引当金 2,000,000

②例2（翌期の6月に賞与を3,040,000支給した）

### <賞与支給時仕訳>

(B/S) 賞与引当金 2,000,000 (B/S) 現金預金 3,040,000

(P/L) 職員賞与 1,040,000

< (C/F) 職員賞与支出 3,040,000 >

## 出張中の労災保険の適用は

**Q** 出張中の場合は、労働者災害補償保険（労災保険）の適用は、どのような取扱いになるのでしょうか。

**A** (1) 通常勤務の場合は、①自宅から会社への出勤時は、逸脱、中断の間を除き通勤災害で、②会社内で労働時間中は業務災害で、③会社から自宅までの帰宅時は、逸脱、中断の間を除き通勤災害として取り扱われます。また、一度会社に出勤したのち出張される場合も、上記と同様です。

(2) ①事業主の支配下にあるが、②管理下を離れている場所で業務に従事している場合は、積極的な私的行為を行うなど特段の事業がない限り、一般的に業務に従事していることから、業務災害と認められます。

a. 労働者が会社に出勤することなく、①自宅から直接、出張先に赴き、②出張先で用務が終了後に、③出張先から直接、帰宅する場合、通常は⇒自宅～出張先～出張先での工作中～自宅までの移動の全般が、業務災害として取り扱われます。

b. 社用での事業場施設外で業務に従事している場合も同様です。

うごき

- ・ 9月12日（木）～13日（金）
- ・ 10月 7日（月）
- ・ 10月24日（木）
- ・ 10月29日（火）～30日（水）
- ・ 11月 7日（木）
- ・ 11月10日（日）
- ・ 11月12日（火）
- ・ 11月20日（水）～21日（木）

- 第38回全国社会福祉法人経営者大会
- 社会福祉法人労務管理研修
- 第68回富山県社会福祉大会
- 全国老人福祉施設研究会議（愛媛会議）
- 第31回富山県保育研究大会
- 「介護の日」フェスティバル（がんばる介護職員表彰式）
- 社会福祉法人特別セミナー
- 第76回全国老人福祉施設大会茨城大会

- 鳥取県鳥取市
- 富山県市町村会館
- 富山県民会館ホール
- 愛媛県松山市
- サンシップとやま
- グランドプラザ
- サンシップとやま
- 茨城県水戸市